

表2-15 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況

(22年3月31日現在)

地 域	工場・事業場数	一 般 粉 じ ん 発 生 施 設 数				計
		堆積場	ベルトコンベア バケットコンベア	破碎機 摩砕機	ふるい	
富山市	64	112	71	83	16	282
高岡市	35	41	72	32	2	147
魚津市	18	11	0	15	2	28
氷見市	10	9	25	7	4	45
滑川市	7	7	5	4	1	17
黒部市	10	22	25	25	8	80
砺波市	11	20	16	11	4	51
小矢部市	24	32	14	20	9	75
南砺市	25	26	42	15	4	87
射水市	20	46	73	7	2	128
中新川郡	22	24	38	46	13	121
下新川郡	12	14	45	24	4	87
合 計	258	364	426	289	69	1,148

表2-16 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物（VOC）排出施設の届出状況

(22年3月31日現在)

地 域	工場・事業場数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
		を蒸発させるためのものに限定する。揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	塗装の用に供する乾燥施設	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する	乾燥施設	（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を接着の用に供する乾燥施設	印刷の用に供する乾燥施設	印刷の用に供する乾燥施設	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	
富山市	4	3	1	0	1	2	0	2	0	0	9
高岡市	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
魚津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滑川市	2	0	0	0	1	0	3	0	0	0	4
黒部市	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
砺波市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小矢部市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
南砺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
射水市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中新川郡	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	4
下新川郡	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
合 計	12	6	2	0	8	5	3	2	0	0	26

表2-17 大気汚染防止法に基づくアスベスト除去工事等作業の届出状況（21年度）

	除 去	囲い込み	封じ込め	計
解 体	45 (20)			45 (20)
改 造・補 修	44 (15)	0 (0)	1 (0)	45 (15)
計	89 (35)	0 (0)	1 (0)	90 (35)

注1 ()は立入り件数。
 2 富山市所管分を除きます。

表2-18 大気関係立入調査状況（21年度）

区分	業種	食料品製造業	繊維工業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	プラスチック製品製造業	ゴム製品製造業	窯業・土石製品業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電気機械器具業	輸送用機械器具業	その他の製造業	電気業	廃棄物処理業	合計
		ばいじん				1 (1)						1 (1)						2 (3)
有害物質及び有害ガス				13 (167)						1 (1)		4 (262)	1 (2)		2 (5)	2 (3)	1 (1)	24 (441)
燃料中の硫黄分			1 (3)	1 (3)	2 (9)			1 (2)			1 (6)					2 (3)	2 (3)	10 (29)
VOC施設				4 (6)	2 (5)						1 (2)			1 (1)				8 (14)
小 計			1 (3)	1 (3)	20 (183)	2 (5)		1 (2)		2 (2)	2 (8)	4 (262)	1 (2)	1 (1)	2 (5)	6 (9)	4 (5)	47 (490)
ばい煙発生施設	2 (3)	3 (12)	2 (4)	17 (111)	2 (6)	1 (1)	3 (8)	3 (18)	4 (32)	3 (36)	4 (40)	1 (2)	2 (18)	1 (12)			5 (15)	53 (318)
堆積場等の粉じん発生施設							8 (79)										1 (2)	9 (81)
VOC施設					1 (2)													1 (2)
小 計	2 (3)	3 (12)	2 (4)	17 (111)	3 (8)	1 (1)	11 (87)	3 (18)	4 (32)	3 (36)	4 (40)	1 (2)	2 (18)	1 (12)			6 (17)	63 (401)
合 計	2 (3)	4 (15)	3 (7)	37 (294)	5 (13)	1 (1)	12 (89)	3 (18)	6 (34)	5 (44)	8 (302)	2 (4)	3 (19)	3 (17)	6 (9)	10 (22)	110 (891)	
指 導 件 数		1		8	1		8	1	4	1							2	26

注 数字は工場・事業場数、()は施設数です。

表2-19 大気汚染緊急時の措置

物質	区分	措 置		
		一 般	緊 急 時 協 力 工 場	自 動 車 等
硫 黄 酸 化 物	情 報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等による硫黄酸化物排出量の減少について協力を要請	・ 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置が行える体制をとることを要請	
	注意報	//	・ 通常硫黄酸化物排出量の20%以上削減するよう勧告	
	警 報	//	・ 通常硫黄酸化物排出量の50%以上削減するよう勧告	
	重 大 警 報	//	・ 硫黄酸化物排出許容量の80%以上削減するよう命令	
オ キ シ ダ ン ト	情 報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請 ・ 次の事項について注意するよう周知 (1) 屋外になるべく出ないようにする (2) 屋外運動はさしひかえるようにする (3) 光化学スモッグの被害を受けた人は、最寄りの厚生センター（保健所）に連絡する	・ 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置が行える体制をとることを要請	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請
	注意報	//	・ 燃料使用量等を通常使用量の20%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう勧告	//
	警 報	//	・ 燃料使用量等を通常使用量の30%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう勧告	//
	重 大 警 報	//	・ 燃料使用量等を通常使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう命令	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請 ・ 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請

物質	区分	措 置		
		一 般	緊 急 時 協 力 工 場	自 動 車 等
浮遊粒子状物質	情報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請	・ 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置を行える体制をとることを要請	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請
	注意報	//	・ 燃料使用量等を通常使用量の20%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう勧告	
	重大警報	//	・ 燃料使用量等を通常使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう命令	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請 ・ 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請
二酸化窒素	情報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請	・ 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置を行える体制をとることを要請	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請
	注意報	//	・ 燃料使用量等を通常使用量の20%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう勧告	
	重大警報	//	・ 燃料使用量等を通常使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう命令	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請 ・ 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請

図2-1 悪臭苦情の発生源別推移

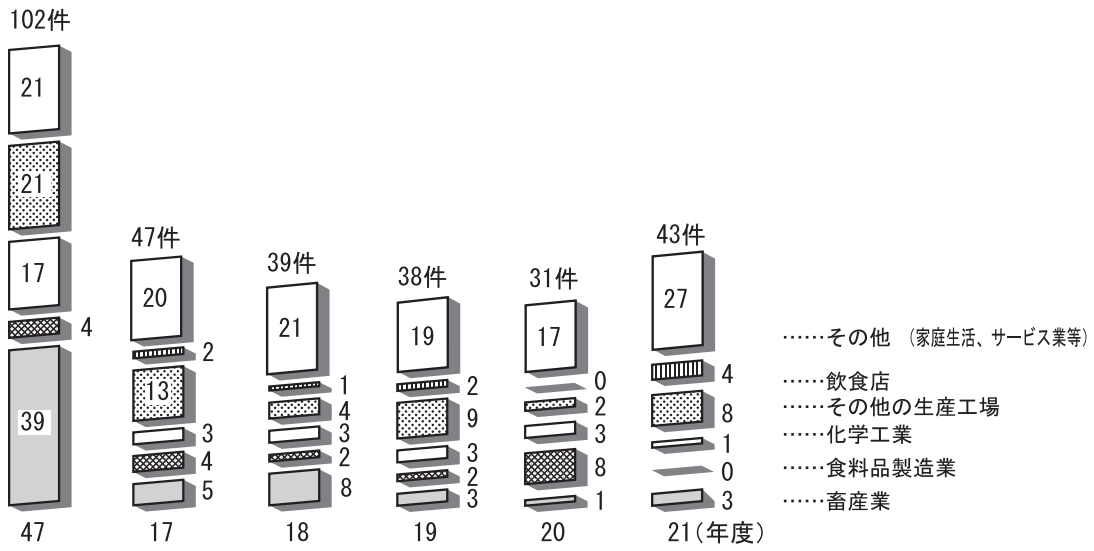


表2-20 公害防止条例に基づく悪臭の届出工場・事業場の概要
(22年3月31日現在)

市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数
富山市	157	南砺市	77
高岡市	31	射水市	5
魚津市	30	舟橋村	3
氷見市	36	上市町	35
滑川市	18	立山町	82
黒部市	104	入善町	24
砺波市	34	朝日町	3
小矢部市	65	計	704

表2-21 畜産業の悪臭実態調査結果（21年度）

業 種		畜産業(養鶏場等)	
工場・事業場数		4	
測 定 場 所		風下敷地境界	風上敷地境界
特定悪臭物質	アンモニア	ND	ND
	硫化水素	ND~0.001	ND
	プロピオン酸	ND	ND
	ノルマル酪酸	ND	ND
単 位		volppm	

注 NDとは、定量限界（アンモニア0.1ppm、硫化水素0.001ppm、プロピオン酸0.001ppm、ノルマル酪酸0.0004ppm）未満です。

表2-22 畜産環境保全実態調査結果

(21年度)

畜種	区分	調査戸数	主 な 処 理 施 設					
			天日乾燥	火力乾燥	堆積発酵	強制発酵	浄化处理	その他
乳用牛		69	—	—	95	11	1	11
肉用牛		52	—	—	60	2	—	2
豚		28	—	—	35	6	18	—
鶏		23	1	0	23	9	—	2
計		172	1	0	213	28	19	15

表2-23 畜産農家の巡回指導等の実施状況（21年度）

(単位：件)

区 分	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	計
巡回指導(延)	276	211	38	29	554
水質検査(延)	—	—	10	—	10
悪臭調査(延)	—	—	4	—	4

表2-24 各種助成制度に基づく家畜ふん尿処理施設設置実績（21年度）

区 分	事 業 名	件 数	事業費(千円)
補助事業	畜産担い手育成総合整備事業	1	22,314

表2-25 公共用水域の水域別測定地点数（21年度）

区分	水 域 名	水域数	測 定 地 点 数			
			富 山 県	富 山 市	国土交通省	計
河 川	阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川	4	5 (5)			5 (5)
	小矢部川	1	9 (5)		6 (3)	15 (8)
	庄川	1	2 (1)		3 (2)	5 (3)
	内川、下条川、新堀川（主幹排水路を含む。）	3	8 (4)			8 (4)
	神通川（運河を含む。）	1		16 (6)	8 (5)	24 (11)
	常願寺川	1			3 (2)	3 (2)
	白岩川	1	5 (3)	2 (1)		7 (4)
	上市川、中川、早月川、角川、鴨川、片貝川	6	10 (8)			10 (8)
	黒部川	1			3 (1)	3 (1)
	黒瀬川、高橋川、吉田川、入川、小川、木流川、笹川、境川	8	10 (10)			10 (10)
小 計	27	49 (36)	18 (7)	23 (13)	90 (56)	
湖 沼	境川ダム貯水池（桂湖）	1	2 (1)			2 (1)
	有峰ダム貯水池（有峰湖）	1		2 (1)		2 (1)
	黒部ダム貯水池（黒部湖）	1	2 (1)			2 (1)
小 計	3	4 (2)	2 (1)		6 (3)	
海 域	富山新港	1	6 (3)			6 (3)
	富山湾	1	22 (22)			22 (22)
小 計	2	28 (25)			28 (25)	
合 計		32	81 (63)	20 (8)	23 (13)	124 (84)

注 () 内は環境基準点数です。

表2-26 地下水の水質測定地点数（21年度）

(1) 概況調査

市 町 村	地 点 数	測 定 機 関	市 町 村	地 点 数	測 定 機 関
富 山 市	20	富 山 市	南 砺 市	7	富 山 県
高 岡 市	8	富 山 県	射 水 市	8	富 山 県
魚 津 市	3	富 山 県	上 市 町	1	富 山 県
氷 見 市	3	富 山 県	立 山 町	2	富 山 県
滑 川 市	3	富 山 県	入 善 町	3	富 山 県
黒 部 市	6	富 山 県	朝 日 町	1	富 山 県
砺 波 市	6	富 山 県			
小 矢 部 市	5	富 山 県	合 計	76	

注 昨年度までの「定期モニタリング調査（環境監視調査）」から名称変更したもの。

(2) 継続監視調査

市 町 村	地 点 数	測 定 機 関	市 町 村	地 点 数	測 定 機 関
高 岡 市	5	富 山 県	南 砺 市	5	富 山 県
砺 波 市	3	富 山 県	射 水 市	8	富 山 県
小 矢 部 市	5	富 山 県	合 計	26	

注 昨年度までの「定期モニタリング調査（汚染井戸調査）」から名称変更したもの。

表2-27 河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（21年度）

水 域 名	調 査 地 点	水域類型	pH	DO (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	適否
							○
阿 尾 川	阿 尾 橋	A	7.4	9.5	15	1.3	○
余 川	間 島 橋	A	7.5	9.4	14	1.3	○
上 庄 川	北 の 橋	B	7.3	9.3	15	1.3	○
仏 生 寺 川	八 幡 橋	C	7.3	8.3	13	2.0	○
湊 川	中 の 橋	C	7.5	8.8	11	2.2	○
小 矢 部 川	河 口 橋	D	7.3	9.5	11	1.7	○
	城 光 寺 橋	C	7.4	9.6	12	2.0	○
	国 条 橋	A	7.5	10	12	1.2	○
	太 美 橋	AA	7.5	11	9	0.5	○
千 保 川	地 子 木 橋	D	7.2	9.9	8	1.6	○
祖 父 川	新 祖 父 川 橋	B	7.3	11	9	0.8	○
山 田 川	福 野 橋	A	7.5	11	18	1.2	○
	二ヶ 淵 えん 堤	AA	7.5	10	5	0.5	○
庄 川	大 門 大 橋	A	7.6	11	3	0.6	○
	雄 神 橋	AA	7.6	11	5	0.5	○
和 田 川	末 端 橋	A	7.5	11	7	0.6	○
内 川	山 王 橋	C	7.3	9.2	5	0.8	○
	西 橋	C	7.3	9.6	7	0.9	○
下 条 川	稻 積 橋	B	7.3	9.2	7	1.2	○
新 堀 川	白 石 橋	B	7.3	9.1	7	1.3	○
神 通 川	萩 浦 橋	C	7.5	10	10	1.3	○
	神 通 大 橋	A	7.6	11	9	0.9	○
宮 川	新 国 境 橋	A	7.7	11	5	0.6	○
高 原 川	新 猪 谷 橋	A	7.9	11	2	0.7	○
いたち川	四 ツ 屋 橋	C	7.7	10	7	0.9	○
松 川	桜 橋	B	7.5	10	5	1.2	○
井 田 川	高 田 橋	B	7.6	11	9	1.7	○
	落 合 橋	A	7.6	11	7	0.9	○
熊 野 川	八 幡 橋	A	7.6	11	9	1.2	○
富 岩 運 河	萩 浦 小 橋	E	7.4	9.5	5	1.1	○
岩 瀬 運 河	岩 瀬 橋	E	7.2	8.1	6	1.6	○
常 願 寺 川	今 川 橋	A	7.5	11	5	0.9	○
	常 願 寺 橋	AA	7.7	11	5	0.6	○
白 岩 川	東 西 橋	B	7.6	9.9	5	1.2	○
	泉 正 橋	A	7.6	11	4	0.7	○
栃 津 川	流 観 橋	C	7.4	10	4	1.9	○
	寺 田 橋	A	7.6	11	4	0.6	○
上 市 川	魚 躬 橋	A	6.9	10	2	0.5未満	○
中 川	落 合 橋	B	7.0	9.9	10	1.0	○
早 月 川	早 月 橋	AA	7.3	11	3	0.5未満	○
角 川	角 川 橋	A	7.3	11	4	0.7	○
鴨 川	港 橋	B	7.3	11	3	0.8	○
片 貝 川	末 端 橋	A	7.3	10	4	0.5	○
	落 合 橋	AA	7.4	11	3	0.5未満	○
布 施 川	落 合 橋	A	7.4	10	4	0.6	○
黒 瀬 川	石 田 橋	A	7.6	11	9	0.9	○
高 橋 川	堀 切 橋	B	7.7	11	5	0.8	○
吉 田 川	吉 田 橋	B	7.6	11	4	0.7	○
黒 部 川	下 黒 部 橋	AA	7.7	11	5	0.6	○
入 川	末 端 橋	A	7.7	11	6	0.6	○
小 川	赤 川 橋	A	7.5	11	3	0.5	○
	上 朝 日 橋	AA	7.1	11	3	0.5未満	○
舟 川	舟 川 橋	A	7.1	11	5	0.5未満	○
木 流 川	末 端 橋	B	7.5	11	4	0.8	○
笹 川	笹 川 橋	A	7.6	11	1	0.5未満	○
境 川	境 橋	A	7.3	11	4	0.5未満	○

注1 測定値は、年平均値です。（ただし、BODの測定値は、75%水質値です。）
 2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目（nはデータ数）の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適（○印）としています。
 3 「水域類型」のAA、A、B、C、D及びEは、「水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「河川」の類型を示しています。（平成22年3月31日現在）

資料編
(1) 安全で健康な生活環境の確保

表2-28 河川末端における水質（BOD）の年度別推移

(単位：mg / ℓ)

水	域	名	水域類型		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
				基準値						
主要河川	5	小 矢 部 川	D	8	2.7	2.3	2.6	2.2	1.7	
		神 通 川	C	5	1.6	1.2	1.8	1.7	1.3	
		庄 川	A	2	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	
		常 願 寺 川	A	2	1.2	1.0	0.9	1.1	0.9	
		黒 部 川	AA	1	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6	
中小河川	都市河川	上 庄 川	B	3	1.5	1.3	1.0	1.4	1.3	
		仏生寺川(湊川)	C	5	2.0	2.1	2.2	2.2	2.2	
		内 川(西橋)	C	5	1.1	1.4	1.3	0.9	0.9	
		下 条 川	B	3	1.1	1.3	1.0	1.0	1.2	
		中 川	B	3	1.3	1.1	1.2	1.0	1.0	
		角 川	A	2	0.9	1.0	1.1	0.7	0.7	
		鴨 川	B	3	1.4	1.5	0.9	1.0	0.8	
		黒 瀬 川	A	2	1.3	1.2	1.0	0.9	0.9	
		高 橋 川	B	3	0.8	1.0	0.6	0.6	0.8	
		木 流 川	B	3	1.1	1.1	1.0	1.2	0.8	
	その他の河川	22	阿 尾 川	A	2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.3
		余 川 川	A	2	1.5	1.2	1.6	1.6	1.3	
		新 堀 川	B	3	2.0	1.6	1.5	1.2	1.3	
		白 岩 川	B	3	1.0	1.0	1.1	1.0	1.2	
		上 市 川	A	2	0.5	0.6	0.5	0.5未満	0.5未満	
		早 月 川	AA	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	
		片貝川(布施川)	A	2	0.5	0.6	0.8	0.6	0.6	
		吉 田 川	B	3	0.9	1.2	1.0	1.0	0.7	
		入 川	A	2	1.1	0.7	0.7	0.7	0.6	
		小 川	A	2	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5	
		笹 川	A	2	0.5	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	
		境 川	A	2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	